



鳥取県公報

令和2年4月21日（火）
第9194号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（4件）（237～240）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 物品売払代金の徴収事務の委託（241）（生産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定の解除予定（242）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 物品売払代金の徴収事務の委託（243）（中小家畜試験場）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 基本測量の終了（244）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 公共測量の実施（2件）（245・246）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 公共測量の終了（247）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 物件の放置等の行為を禁止する区域等の指定（248）（空港港湾課）・・・・・・・・・・ 4 土地改良区の役員の就退任（249）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 4 指定居宅サービス事業の廃止の届出（250）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・ 5 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（251）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 開発行為に関する工事の完了（252）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・ 6
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況（1）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を令和2年4月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、富海土地改良区の定款の変更を令和2年4月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、若土地改良区の定款の変更を令和2年4月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を令和2年4月16日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第241号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般財団法人鳥取県観光事業団

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第242号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字下竹類1462の2、字日野谷大口1646の2、1650の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中小家畜試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県中小家畜試験場長 福 田 孝 彦

- 1 委託の相手
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 2 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域 鳥取県内全域
- 3 終了年月日 令和2年3月31日

鳥取県告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量 3級基準点測量（復旧測量）
- 2 作業期間 令和2年4月15日から同年5月15日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町字代

鳥取県告示第247号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次の

とおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業地域 米子市全域
- 3 終了年月日 令和2年3月31日

鳥取県告示第248号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に基づき、物件の放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部空港港湾課及び西部総合事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成24年鳥取県告示第644号（物件の放置等の行為を禁止する区域等の指定について）は、令和2年4月30日限り廃止する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放置等禁止区域及び放置等禁止物件

港湾名	放置等禁止区域（関係図面に示すとおりとする。）	放置等禁止物件
米子港	昭和28年鳥取県告示第52号（港湾区域の設定について）に定める米子港の港湾区域並びに米子港の臨港地区の一部、岸壁、臨港道路の一部及び野積場	船舶、土石、いかだ、竹木、車両及び工作物

2 指定の適用日 令和2年5月1日

鳥取県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり不入岡堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 後 藤 淳 一 倉吉市不入岡300
- 〃 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266
- 〃 山 脇 茂 樹 倉吉市不入岡727
- 〃 宮 本 瀧 男 倉吉市不入岡331
- 〃 山 本 昭 美 倉吉市不入岡371
- 〃 西 村 秋 喜 倉吉市和田364-1
- 〃 浅 井 稔 洋 倉吉市和田421-1
- 〃 村 脇 正 仁 倉吉市和田522-1
- 〃 加 藤 泰 宏 倉吉市和田351-1
- 〃 山 崎 貴 俊 倉吉市和田408-1
- 〃 徳 田 博 明 倉吉市福光574
- 〃 前 田 卓 也 倉吉市福光556
- 〃 小 谷 陽一郎 倉吉市国分寺294
- 〃 長 田 雅 文 倉吉市国府683-1
- 〃 小 谷 睦 雄 倉吉市国府351
- 〃 大 森 明 紀 倉吉市大谷506

〃 大 畑 昌 瞭 倉吉市大谷茶屋877-7
 〃 中 田 操 倉吉市和田東町911
 監 事 田 中 直 樹 倉吉市不入岡310
 〃 小 谷 章 倉吉市国分寺296-1
 令和2年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 畑 中 朋 子 倉吉市不入岡626
 〃 山 脇 将 暉 倉吉市不入岡264-1
 〃 畑 中 正 敏 倉吉市不入岡312
 〃 鉄 井 定 代 倉吉市不入岡357
 〃 遠 藤 賢 二 倉吉市不入岡375
 〃 村 脇 正 仁 倉吉市和田522-1
 〃 加 藤 泰 宏 倉吉市和田354-1
 〃 矢 木 勉 倉吉市和田428
 〃 深 田 正 則 倉吉市和田452
 〃 西 本 修 一 倉吉市和田402
 〃 吉 田 均 倉吉市福光226-2
 〃 吉 田 浩 倉吉市福光253
 〃 小 谷 彰 仁 倉吉市国分寺263
 〃 田 倉 恭 一 倉吉市国府294
 〃 岡 本 岩 雄 倉吉市国府525
 〃 藤 井 和 則 倉吉市大谷573-2
 〃 大 畑 昌 瞭 倉吉市大谷茶屋877-7
 〃 中 田 操 倉吉市和田東町911
 監 事 遠 藤 晃 倉吉市不入岡766
 〃 小 谷 英 人 倉吉市国分寺314
 令和2年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
井田 拓夫	井田内科医院	境港市小篠津 町898	令和2年4月13日	令和2年3月31日	居宅療養管理 指導

鳥取県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
井田 拓夫	井田内科医院	境港市小篠津 町898	令和2年4月13日	令和2年3月31日	介護予防居宅 療養管理指導

鳥取県告示第252号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和元年10月25日 鳥取県指令第201900195003号
令和2年2月18日 鳥取県指令第201900295569号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字八幡
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取県米子市両三柳255-8
株式会社アート建工 代表取締役 魚谷 宗司

議 会 告 示**鳥取県議会告示第1号**

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年4月21日

鳥取県議会議長 藤 縄 喜 和

- 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
5件	5件				1件		

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

- 2 審査請求の件数及び処理状況
該当なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画地区計画 渡町板橋地区地区計画
- 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和2年3月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4 |
| 5 落 札 金 額 | 52,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和2年1月31日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |